

動かぬ証拠

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小林 佑輔
(函館弁護士会所属)



■ 今月のお題は「証拠」についてです。裁判所は、民事事件でも刑事案件でも、証拠に基づいて事実を認定します。さて皆さん、証拠というと何を思い浮かべるでしょうか。

■ たとえば、裁判で「AさんがBさんから脅された」という事実があつたか否かが問題となつていています。「AさんがBさんを脅しているのを見ました」というCさんの証言、脅された際の録音テープの音声、メール、LINE、フェイスブック、日記、写真…。これらは、すべて証拠になります。実は、どのようなものも証拠になり得るので。しかし、証拠にも実は優劣があります。キーワードは、今回のテーマである「動かぬ証拠」であるかどうかです。

■ 証拠としての価値が高いのは、やはり物的証拠です。改ざんのおそれがないれば、そのまま事実が認められます。契約書、領収書、預金通帳などが典型です。一方、これは民事事件の場合ですが、たとえ真実であつても「目撃している人がいる」「あいつはあのときこう言つた」というだけでは、「事実を認めるに足りる証拠がない」とされます。つまり、「言つた言わない」は弱いのです。そこで、メールやLINEの写真を残すことが大事になつてきます。なお、メールやLINEを盗み撮りしていても、裁判所は証拠として扱ってくれます。

■ もつとも、刑事裁判では、被害者の証言や目撃者の証言のみでも、余程その証言が信用できないものでない限り「AさんがBさんから脅された」という事実は認められます。

■ 証拠の評価は、法律の専門家にしか判断できない面がありますので、必ず法律の専門家にご相談ください。一定の資力要件を満たす方は、お一人3回まで、無料で法律相談を行っています。相談を希望する方はもちろん、相談しようかどうかお悩みの方も、「法テラス八雲法律事務所(☎ 050-3383-18366)」まで、お気軽に予約のお電話をお寄せください。

八雲警察署からお知らせ

夏山の遭難防止

山の雪解けとともに、登山やハイキングなどで山に出かける機会が多くなります。山岳遭難を未然に防ぐため、次の点に注意しましょう。

1. 登山は十分な装備とゆとりある計画を立て、自分の体力や技量にあった登山に心がけましょう。
2. 登山計画書を作成し、家族や職場のほか最寄りの警察署や交番・駐在所にも提出しましょう。
3. 経験のあるリーダーのもと、複数人での登山に努め、単独での登山は控えましょう。
4. ヒグマとの遭遇を避けるため、音の出るものを携行しましょう。
5. 万が一のために、携帯電話などの通信手段を携行しましょう。



【問い合わせ先】函館方面八雲警察署 ☎ 0137-64-2110